

飲料水の検査要領

1. 検体の採取と提出

(1) 採取容器は、諫早市薬剤師会事務所に準備（11月6日（月）から受取可能）。

（原則として1校につき1検体）

- ①細菌検査用： 250 ml ハイポ入り滅菌ポリ瓶 1個
- ②化学検査用： 300 ml ガラス瓶 1個
- ③化学検査用：1000 ml ポリ瓶 1個
- ④検査結果報告書 1枚
- ⑤保冷剤（搬入時保冷） 1個

(2) 採取方法

- ①採取場所は、給食調理室、保健室など学校と協議して決定する。
- ②採取場所の蛇口は、1分以上開放して溜まった水が入れ替わってから採水する。
- ③細菌検査用（250ml）：共洗いせずに、蛇口に触れないようにして1回で採水する。
- ④化学検査用（300ml・1000ml）：2回共洗いしてから採取する。

(3) 検体の提出（検査結果報告書を添付）

- ①採取後の処置：提出指定日持込厳守
（当日採取：細菌検査は採取後12時間以内に着手が必要）
- ②提出時間：11月15日（水）午前9時～午後4時30分
（予備日）：11月21日（火）午前9時～午後4時30分
- ③提出場所：諫早市薬剤師会事務所

2. 採取場所における現場検査

- ①遊離残留塩素
- ②pH
- ③気温、水温
- ④外観、臭気、味

3. 検査室で行う検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、色度、濁度、臭気、味